

議会運営委員会記録

○開催日時

平成25年7月29日 午前10時～午前10時49分

○開催場所

第2委員会室

○出席委員（9人）

委員長	新原春二	委員	今塩屋裕一
副委員長	宮里兼実	委員	中島由美子
委員	福田俊一郎	委員	谷津由尚
委員	永山伸一	委員	小田原勇次郎
委員	佃昌樹		

○議長（地方自治法第105条による出席）

議長 瀬尾和敬

○委員外議員（会議規則第118条による出席）

副議長 杉菌道朗

○その他の議員

議員 井上勝博

○説明のための出席者

総務部長	今吉俊郎		
総務課長	田代健一	議会事務局長	田上正洋
文書法制室長	堀ノ内孝	議事調査課長	道場益男

○事務局職員

事務局長	田上正洋	管理調査グループ長	鬼塚雅之
議事調査課長	道場益男	議事グループ専門員	久米道秋
課長代理	南輝雄	議事グループ員	上川雄之
議事グループ長	瀬戸口健一		

○審査事件等

- 1 次期定例会の会期及び会期日程（案）について
 - 2 総括質疑並びに一般質問に係る質問時間について
-

△開 会

○委員長（新原春二）これより議会運営委員会を開会をいたします。

本日の委員会は、お手元に配付してあります審査日程により、審査を進めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（新原春二）御異議ございませんので、お手元に配付してあります審査日程により、審査を進めたいと思います。

ここで、議長から御挨拶をお願いいたします。

○議長（瀬尾和敬）おはようございます。

去る7月25日に、県の市議会議長会定期総会が始良市で行われましたが、出席いたしました。ここで議題として出させていただいたのは、前回と同じなんです、南九州西回り自動車道の件と、それから肥薩おれんじ鉄道の件、これは阿久根市と出水市との共同で提出させていただきました。これは九州の市議会議長会に諮られ、そして、最終的には国会のほうにもつながっている、そういう要望の仕方であります。

来年4月に、この県の市議会議長会定期総会というのが、この薩摩川内市で開催されます。19市議会がありますので、10年に1回回ってくるというのが、来年行われるわけですが、今、議会事務局を初め一生懸命、どのような対応をしているかというところで検討をしています。

なおかつ、私自身に、来年の開催地である議長として、締めをせえと言われたものですから、400年前から続いている綱引きの大綱一本締めというのを披露しました。なかなか皆さんうまくいかないで、うまくいくまで何回も何回もやって、うまくいった時点でお開きということにさせていただきました。向こうも合戦で一生懸命なアピールをされてたものですから、こっちも何か一つぐらいアピールせないかということで、大綱引を持ち出したところでした。

そういうところで、とりあえずおつなぎしておきたいと思います。

なお、本日は大きく2点について、次期定例会の会期及び会期日程（案）について、2点目が総括質疑並びに一般質問に係る質問時間について、この2点について皆さんに御協議をいただきたいと思います。ひとつよろしくお願いいたします。

○委員長（新原春二）ありがとうございました。

△次期定例会の会期及び会期日程（案）について

○委員長（新原春二）まず、次期定例会の会期及び会期日程（案）について、議題といたします。概要説明を事務局に求めます。

○事務局長（田上正洋）おはようございます。

資料1、平成25年第3回市議会定例会会期及び会期日程（案）をごらんください。

次期定例会の会期は8月28日から10月9日までの43日間とし、会期日程は8月28日の本会議で付託事件等審査結果報告、議案説明及び一部議案審議を行い、翌29日の正午を代表質問の、同日午後3時を個人質問のそれぞれ通告締切とし、9月6日及び9日の本会議では総括質疑並びに一般質問を行い、10日の本会議では総括質疑並びに一般質問、その後、議案説明及び議案等付託を行い、12日に建設水道委員会と市民福祉委員会を、13日に企画経済委員会と総務文教委員会を開催願ひ、17日は委員会予備日としてはいかがかと考えております。

さらに、9月24日の本会議では、付託事件等審査結果報告の後、決算認定議案説明及び議案付託を行い、裏面をごらんください、27日及び30日に決算審査に係る企画経済委員会と建設水道委員会を、10月1日及び2日に同じく総務文教委員会と市民福祉委員会を開催願ひ、3日は委員会予備日とし、9日の本会議において付託事件等審査結果報告及び一部議案審議を予定してはかがかと考えます。

なお、議運の予定でありますけれども、9月9日の本会議終了後に中日の議運を、9月18日の午前10時から決算認定議案に係る議運を、さらに10月9日の午前9時から最終日の議運をそれぞれ計画しているところでございます。

最後になりますが、各会派ごとの質問者数につきまして、後日、照会をさせていただきますので、会派内で御協議の上、回答くださるようお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（新原春二）ただいま説明ありましたが、質疑、御意見はございませんか。

9月の議運は、9日の一般質問の終わった後、それから18日の10時から、それから最終日の

10月9日の9時からです。

ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(新原春二) 質疑はないと認めます。

それでは、次期定例会の会期及び会期日程(案)については、説明のとおりとすることで、御了承願います。

以上で、次期定例会の会期及び会期日程(案)についての審査を終了いたします。

ここで協議会に切り替えます。

~~~~~

午前10時6分休憩

~~~~~

午前10時7分開議

~~~~~

[休憩中に当局職員退室]

○委員長(新原春二) ここで本会議に戻します。

△総括質疑並びに一般質問に係る質問時間について

○委員長(新原春二) 次に、総括質疑並びに一般質問に係る質問時間についてを議題といたします。

この件につきましては、6月3日の委員会において、委員から問題提起がありまして、協議を行うこととしておりましたが、まず、過去の実績などについて、事務局のほうから説明をさせます。

○議事調査課長(道場益男) 資料が2-1から2-3までの3種類ございます。一緒にごらんいただければと思いますが、まず、資料の2-1でございますけれども、冒頭、これまでの申し合せについて記載してございます。総括質疑と一般質問にかかわります質問時間につきましては、申し合せのほうに記載がございまして、個人質問については35分以内とし、代表質問については6人以上の会派が60分以内、5人以下の会派が40分以内とするものとしてございます。先ほど委員長からありましたとおり、6月3日の議運の中で委員のほうから問題提起がございました。個人質問の延長についてでございましたので、今回、検討データといたしまして整理したものでございます。

まず、1番目の過去1年間の一般質問の状況でございます。2-2の資料と一緒にごらんいただきたいと思いますが、2-2の資料には、平成

24年の6月定例会から先の平成25年6月定例会までのデータを取ってございます。左欄のほうに記載のとおり、質問者数の推移、また、定例会ごとの質問の時間数、これは答弁時間と当局の回答時間を含めての時間数がそれぞれ一人当たりの時間数を書いてございます。

それと、この1日ごとの平均、それと1日の終了時間という形で書いてございます。

これを見ますと、全体的に言えることは、平成24年の6月定例会に比べまして、改選後、質問者数がわずかながら減少している状況でございます。

また、個人質問の時間数でございますけれども、答弁時間を含めると、議員お一人当たり平均でおおむね1時間を有している状況でございます。このことから、議員の持ち時間を考慮いたしますと、質問時間と答弁時間がほぼ同じ割合であるというようなことがわかれようかと思えます。

次に、資料の2-3でございますけれども、資料の2-3のほうには、県内の他団体での比較を書いてございます。鹿屋市議会と霧島市議会を調べたデータを書いてございます。

まず、鹿屋市議会でございますけれども、鹿屋市議会は、答弁時間を含めて60分という申し合せがあるようでございます。質問形態は一問一答方式でございますが、右端のほうに、ほぼ60分以内に終了している状況であるというようなことが記載してございます。

また、霧島市議会でございますが、霧島市議会では答弁時間を含まず30分というふうなことで申し合せがされているようでございまして、併用方式をとっております。その他に書いてございますとおり、質問者によっては60分を超える場合もあるというようなことでございます。

ただ、霧島市議会の場合は、質問者数が20名と多いというようなこともありまして、日数を4日間、要している状況でございます。

また、鹿屋市、霧島市と比べますと、本市議会が質問者数がちょっと少ないような状況が見てとれるようでございます。

また、資料の2-1に戻っていただきまして、3番目に書いてございますが、質問時間の在り方をめぐって、過去、議運等で議論になったものをいくつか参考として掲載してございますが、3点書いてございますけれども、1点目は一般質問に

ついて、議員の責務として全員が行うよう努めるべきであるという御意見や、2点目にありますとおり、答弁を含めて60分でその整理を努力したらというような御意見もありました。これに対しては、当局の答弁時間もあるから、それを含めて60分というようなのはおかしいと、含むべきではないというような御意見もあったようでございます。

また、3点目といたしましては、本会議の終了時間についてでございますけれども、午後5時までとなるような割り振り人数を考えるべきだというような御意見もこれまであったところでございます。

それと、最後、4点目でございます。個人質問の質問時間は現在35分でございますけれども、これを10分延ばして45分とした場合の試算を書いてございます。質問時間を10分延長しますと、答弁時間も大体10分延長されることとなります。したがって、議員お一人当たり20分延長されることとなります。結果、1日4人が質問した場合で80分延長されるということになります。

先ほどの資料の2-2にもありますとおり、平成25年の6月定例会、先の定例会でございましたけれども、一般質問の1日目が午後3時25分に終了いたしております。したがって、この1日目も4人質問者がおりましたので、80分延長したところ、午後4時45分の終了時間になります。休憩時間を30分取った場合で、午後5時15分ちょうどに終わるとというような格好になります。

こういったような試算をしましたが、これらから何が言えるかということで、最後、四角囲みに書いてありますけれども、議員お一人当たり45分にした場合ですが、90分を要することになりますので、定時に終了するためには、1日、4人、3日間で12人が限界ではないかというような試算をいたしております。これについては、1日が6時間でございますので、90分で割ったら4人というような数字が出ているということから、出した答えでございます。

それと、米印の2番目でございますが、改選後の質問者数について、まだちょっと現在、安定してないところもございます。仮に質問者数が増えた場合でございますが、その都度、質問時間を短

縮するということもなかなか難しいということで、質問時間を延長して対応することになります。といったことで資料を調整したところでございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（新原春二） それでは、ただいまの説明も参考に、協議をお願い申し上げます。どうぞ。質疑、意見はございませんか。

○委員（佃 昌樹） この件については、私が検討していただきたいということで出したんですが、何かこう資料を見てみると、何か定時、午後5時に終了するよという願望がありありと出ているわけだけど、そういった意味合いが強くて出てるの。

○事務局長（田上正洋） 特にそこまで事務局として意図があってつくったわけではございませんけれども、試算を仮にこうすると、こうなるということでございます。それから、他市の状況をいろいろ勘案しました。

こういった資料を2種類提出させていただきましたので、きょう、委員の方々に検討をしていただく材料ということでお出しをしたという、あくまでもそういうことでございますので、よろしくお願いいたします。

○議事調査課長（道場益男） 補足いたしますけれども、先ほどの午後5時までに終わる割り振りの話なんですけど、これは代表質問と個人質問を、1日目に代表質問、2日目以降に個人質問というような、当初、分け方をしていた時期があったんですけども、それをちょっと平準化しようという議論を議運でいただいたときに、議運の委員の中から、多少、割り振りの仕方に当たって、あまり遅くならんような割り振りをしたほうがいいというような御意見があったことから、ちょっとこれは載せた次第です。

以上です。

○委員（佃 昌樹） 資料については、別にわかりましたということしかないんですけど、現実論としては、45分目いっぱい取るという、4人が4人とも45分という可能性としてあり得る。だけど現実論としては、3日間を通してそういうことはあるのかと言ったら、3日間通してはなさろうというふうには思っているんです。それぞれ35分で済まされる方もおれば、どうしたって45分、やっぱり何というのか、私たちは政策の提案をしなきゃいけない立場ですから、市民の

方々や、また同僚議員にもわかるように、説明の部分というのはやっぱり必要だろうと思うんです。そうじゃないと、質問ばかりで終わってしまうと。質問ばかりで終わってしまうというんだったら、その政策提言なんていうのは必要ないので、やっぱりこういう方法でこうだと、こういうふうにしたらどうかという一定の基本的な趣旨説明みたいなものは——やっぱり一定時間を取ると、時間をですね。やっぱりそここのところは、これは議員の生命線になるので、その生命線をぶった切ることかぶった切らんのかというのが、今回の議論だと思いますよ。だから、そここのところをどうするかの問題ですね。

合わせて60分というのも、当局の回答次第でどうにでも操作ができると。県議会なんかもそうなんだけど、やっぱりやりにくいと言うとるな。事前に答弁はわかるけれども、どうしたって最後は早口になってしまって、当局の答弁の長さがわからんもんだから、そういった状況があるということではいるんだけど。

要は、私たちの政策提言という形の中で、どういふような質問の時間の中に位置付けをするのか、それが一番大事な論点になるのかなと思いますけどね。

**○委員長（新原春二）**ほかに御意見ありませんか。必要であれば自由討議にします。

ただいまから自由討議にいたします。

**○委員（谷津由尚）**これ今、35分から45分にした場合という試算が出ていますんですけど、今、佃委員がおっしゃったのは、45分ということじゃないですよ。

**○委員（佃 昌樹）**45分であれば、それなりの対応のやり方もあると。過去に合併する前、これは45分だったんですよ。この時代は45分です。やってきたわけです。合併して、人数が増えて、その時点から質問時間が、まあまあ多いからということで、35分に変ったという経緯があるわけですね。

**○委員（谷津由尚）**ということは、35分を45分、10分延長ということが、まず、目的というか、そこには目標としてあるという認識でよろしいですか。

**○委員（佃 昌樹）**それが目的ではなくて、手段として45分使える、そのことのほうが、より政策の訴え方については有効になるんじゃないか

という考え方です。

**○委員（谷津由尚）**わかりました。45分という背景がちょっとわからなかったもんですから。今、佃委員がおっしゃったように、議員の生命線というのがそこにあるわけで、そういう意味からすると、中には各議員の一般質問をずっと聞いておりますと、多分、1時間あっても足りない議員の方もおられるだろうと思います。逆に言うと、35分でもちょうどいいぐらいの時間の方もおられて、半数いくかいかんかだと思います。この45分にした場合ですね、これを全部使うということが、そういう事態になるというのは、多分、半数か4割ぐらいじゃないかと思うんですが、意見が答弁を含めて60分で済ませるように努力すべきという、本当に二分しているんですけど、私の意見として言わせていただきますと、まず、政策提言というか、議員の責務というのをまず果たすということが最初にあって、そうであれば、答弁を含めて40分で済ませるといふのは、やっぱり時と場合によっては難しいんじゃないかなと、こういうふうには丸め込むべきではないというふうに思います。

併せて先ほどありましたけど、そこにはこだわっていないということですが、その結果、午後5時まで終わらずに、残業時間に突入しても、それはやむなしだと思います。私はそういうふうに思います。

**○委員（宮里兼実）**私もあまり質問はしないんですけども、しない人がこういうのを言うのは何ですが、質問内容にもよる。そして、たくさん質問項目を掲げて質問される人、それに同じ、似たような質問を何人もすると。やはり我々むつみ会では、5人ですけど、私はこういう質問をしますと提示をして、それに1日ぐらいかけて、ちょっと勉強会もしたりしてやるわけですけども、やはりこれを同じ質問で何人もする人がおる。そういったのもお互いに会派ごとにそういうのをダブらないような質問の仕方も、我々議員が検討していけば。そりゃ、それなりに各議員が、私はこういう質問をしたいと思って、その観点から同じ質問がダブったりするわけですから、そういうところがあつたら、会派を越えて、誰かが質問を一つにして、私もこういう考えを持っておりますから。それこそ一緒に私の意見も取り入れて、中身の濃い質問をしてくださいというふうなふうに持

っていったら、やはり時間もそう気にする必要もなくなるんじゃないかなあと。

やはりこれはお互いの議員同士が横の連携を取りながら。やはり質問も時間も限られておるわけですから。また、事前にそれこそ聞き取りもやっとするわけですから。やはりあるわけですから。そういうことをお互いに会派でも、こういう質問をしますというようなことを事前に、代表者会議でもお知らせをします。そういう方向に持っていかないと、ばらばらでやっているようなことでは、そこに時間の無駄ではあるし、また、当局の答弁も似たようなことを、同じようなことをやっているわけですから。ですから、やはりこれからは、濃い質問をしていくためには、そういう打ち合わせが必要じゃないかなと私は思っております。

**○議長（瀬尾和敬）** 議員さんから提出された通告書は、議長が預かって、議長において、その発言を許可するという、そういう仕組みになっています。そこで、ヒアリングというのをしてもらって、よりよい質疑・応答ができるようにというふうな橋渡しをしている現状です。

そこで、できるだけ細かく質問内容を変えてくださいというのは、そういう意味がありまして、例えば大項目で財政についてという、同じ人がいっぱいいるかもしれないかもしれませんが、その個人によって切り口とか質問の内容というのはいろいろ違う面があるので、副委員長がおっしゃいましたけども、一概にそこで、じゃあ、この問題はおまんさあが一人でやってくださいとかということにはちょっとならないようなところもあります。会派内でやる分に関しては、そういう調整は可能かとは思いますが、会派を越えてとかいうことになる、今度また違った協議の場を設けなきゃいけないような気がして、ちょっと複雑になってくるんじゃないかなという気がしています。

今回、前回の副委員長のほうから出されたものについて、事務局でこだけ資料を用意してくれたんですけども、私の本音を語っていいんですかね。本音というか、思っていることを。

**○委員長（新原春二）** 自由討議ですから、どうぞ。

**○議長（瀬尾和敬）** 今こうやって議論をできるという機会を設けていただいたのは非常にありがたいことだと思います。ただ、もう一回議会をや

るとちょうど4回、1年間の議会を通したことになるんですが、もう一回、様子を見させていただいて、その間に12月議会、もしくは新年になってからの議会の中で言われたことを、もう一回、再度申し合わせをしていくようにしたらどうかという、そういう思いがあるんです。

つまり、だから、もう一回まではこれでやると。ただ、きょう、問題提起をさせていただきましたので、各会派でこの議会中にもんでいただいて、議会内に結論を出して、次の議会、もしくは年明けてからの議会で新しく申し合わせをしたことに基づいた質問のあり方にしたらどうかという気が今のところしています。

自由討議なので、ちょっと言わせていただきました。

**○委員（福田俊一郎）** 提案は提案でいいきっかけをつくってくれたなというふうに思いますけれども、また、議会事務局のほうも、これ資料、大変だったと思いますけれども、35分の質問の中で、結果として質問・答弁合わせて60分というふうな形で、何かおもしろい資料ができたなというふうには思っています。

今回、この質問の在り方ということなんでしょうけれども、例えば35分の中で、議員によっては、要は先ほど議長がふれたように、事前通告の質問を本来すべきだけれども、前口上を長々としてみたり、あとは尾ひれもまたついてみたり、要するに35分の中で前口上5分、尾ひれ3分で8分無駄に使っているという質問等もあるわけですよ。それもやっぱりあり方としてどうするのかということも、やっぱり議論の一つにしていかなくゃいかんのかなあというふうに思います。

それと、今回はこうして平均を求めてますけれども、年に4回質問する機会があります。やはり4回、十分にフルに議員がそれを使って、それでも足らんということになってくると、それはまた議論を別の角度からしていかないかんというふうにもまた考えるところです。

それとまた、35分の中で、ときのテーマというのがあって、例えば高速船なら高速船で集中して質問がなされる。同じような質問になってくるし、もちろん切り口は違うかもしれませんが、そこをどうするかという、先ほど副委員長が言われた話なんですけれども、やっぱりこれも議論をせないかんのじゃないかなあというふうに思

っています。

したがって、自由討議ですので、今も議長も取り扱いまで言われましたけれども、1年間ちょっとまた見させてもらって、佃委員のほうからいい提案をもらいましたから、そういう議員が年4回しっかりしているか、あるいは今12名、13名の質問者ですから、やっぱり26名、たくさん今から出てくる可能性もあるし、そういう時間配分等も見ていきながらしていったほうがいいのかなど、また新人の議員の方々も、また十分、これから勉強されて、どんどん、どんどん質問回数も増えてくると思うんですね。そうしたときに、議会運営としてどういうふうにしていくか、全体を見ながらしていくほうがいいのかなども思ったところでした。

○委員長（新原春二）ほかにございませんか。

○委員（小田原勇次郎）私のほうからも1点だけ、2点ですね、今後の検証の課題として非常にいい材料を御提案いただいたというのは、もう私も同感であります。

あと、今回の資料が35分、45分という二者択一的な資料になっておられますので、そういう形で明確にせずに、今後検討を——時間的な増加をするのであれば、何分増加するんだと、そこらあたりの白紙の段階からまた検討していただくような方向性があるのかという部分と、先ほど時間を延長することにおいて、会議時間が午後5時を超えても、ある程度、フルにというようなお考えもあられたようなんですけど、過去の議論の経緯の中では、私の記憶では会議規則の関係、そして、時間が大幅に延長してしまうと、当局職員の時間外の手当が増えてくるという部分との懸念からの時間をある程度、会議時間内にというような議論等もあったというふうに記憶しておりますので、そこらあたりも念頭にお入れいただいた議論もあっていいのかというふうに申し上げたいところでした。

私のほうからは以上です。検討をする部分についてはやぶさかではないというふうに思っております。

○委員長（新原春二）ほかにございませんか。

○委員（佃 昌樹）市民に公開するというところで、夜間の議会を開いたりする場合もあるわけですね。当然これはもう勤務時間外ですから、そういった手当がつくと思うんですよ。それもやらな

いということであれば、ある程度時間延長を認めてもやぶさかではないのかなという思いもあるんですね。

夜間の議会をやるということであれば、また、そういった超過勤務の問題について考えていかなければならないと思うんだけど、年4回の会議で、本当にこの超勤手当が膨大になるのかなど。それよりは一般の今やっている超勤のほうがはるかに多いんで、そういったのを考慮していかにやならんのはよくわかるんだけど、わざわざ神経とがらせてやる必要があるのかなという思いがあります。

以上です。

○委員（小田原勇次郎）謝罪というわけではないんですが、今までの過去の議論がそうであったという部分の中でという部分でした。済みません。佃委員には舌足らずであったかもしれません。決して新たな議論の中では、また白紙の状態からと申し上げましたので、そこはまたそこで皆さん方の御検討の材料として、今までの過去の経緯がそういう議論であったというふうに記憶してまずということで御理解をいただきたいと思っております。舌足らずで申しわけありません。

○委員長（新原春二）ほかにございませんか。

○議長（瀬尾和敬）こういうのを一応申し合わせというか決める場合には、できるだけ正規の時間内に終わるであろうということをもまず想定して、それを超えた場合には、当然のごとくあらかじめ時間を延長するという議会内の方法がありますので、これはこれでどれでもいいことだと思います。

ただ、私は以前、質疑応答も含めて1時間というのをやっていましたが、これをやると、自分の都合だけで言って申しわけないんですが、非常に割り振りがうまくいくんですね。例えば午前中2人できると。今のやり方でいきますと、質問者がちょうど調子に乗ってきたころ休憩に入りますとかいって、ちょん切らなきやならないとがあります。あと5分か10分で終わりそうやれば、昼食時間にくい込んでももうやったほうがいいのかという判断はしながら見ているんですけど、あまりにも半端になり過ぎる休憩時間の取り方とか、そういうのがあったりして、例えば質問者によっては、自分はきょうは質問をする、大体何時ごろだと言われてても、それがとんでもない時間にずれ込んだりとか、そういうこともあったりし

て、皆さんにとってどういう方法がいいのかなど考えたりもすることがあります。

現状でやって、様子を見ながら、また新たな御意見をいろいろいただいていますので、考えていただければどうかと、正直いって思っています。

○委員（佃 昌樹）一応、議運の土俵に乗ったんだから、一応、議長が言うように、それぞれ議論してもらえな。それで私はいいと思うんだけど。

だからといって、45分欲しいという人を制限を加えていくというのも、またどうかと。30分で済ませたいなら30分で済ませばいいわけだから、だから、そういう幅というのはあっても構わんのではないかなと思いますので、ここでそういった意見もあったということをつけ加えながら、各会派で持ち帰ってもらえばいい。

○委員長（新原春二）自由討議していただきました。ありがとうございます。

結論的に言いますと、今回の場合は、質問時間をまずどうするかということが主題ですので、時間を制限をしているということは、同じ期間内に多くの方に質問をしていただくということで、やっぱり時間制限をしてあるんだらうというふうに、そこら辺の検討もして、基本的には議員の方が多く発言をしてもらうというのが基本だろうと思いますので、そこを基本にしながら、質問時間についてどうするかということについて、各会派のほうでもう一回検討をしていただいてもらいたいということでもあります。

あと、夜間議会でありますとか、日曜議会でありますとかいうものは、その都度都度の提起でありますので、またこれについてはまた別枠でお話し合いをするということでもありますので、今回に限っては、質問時間について白紙でどうするかということについて議論をしておいていただきたいということです。

期間的には、さっき議長のほうから若干提起がありましたので、1年間通してみても、平成26年の第1回議会に間に合えばいいんじゃないかと思えますけれども、そこら辺の期間のことについても、次期委員会のほうでまた検討するというので、一応、各会派の持ち帰りということではいかがでしょうか。

そのとおりにさせていただきたいということであ

ります。

以上で、総括質疑並びに一般質問に係る質問時間についてを終わります。

ここで協議会に切り替えます。

~~~~~

午前10時39分休憩

~~~~~

午前10時43分開議

~~~~~

○委員長（新原春二）本会議に返します。

△その他の協議

○委員（永山伸一）本会議のほうがいいと思いますので、今は議会運営委員会ですので、特別委員会の進行の在り方についてちょっと意見を聞いたもんですから、質問と皆さん方の御意見を聞きたいということです。

先般、原特委があつて、その進行の在り方について、当然、ここにも所属委員もいらっしゃいますし、うちの会派でも所属委員がいますので、いろいろ報告も受けました。

最初の進行のあり方で、大分、委員会が紛糾ではないんですけど、質疑が相当出たということで、それはそのやり方はいろいろあるんでしょうけれども、市民の方々から二、三、御意見をいただきました。

今、全国的に注目される原発特別委員会のあり方について、市議会はどのような取組をしているのかという御意見でしたので、私は所属委員ではないんですけども、自分の考え方を述べたんですけども、議長のところそういう話は来てなかったのかということと、当然、進行については正副委員長と事務局を交えて、進行のあり方については十分協議の上で、次第書もその上でつくった上で、委員会には臨まれると思うんですけども、そこら辺の――前回の原特の場合、どういう経緯だったのか、そこら辺をちょっとやっぱり確認しておかないと、市民の方に当然、私自身もその会にも出てませんでしたので、お答えしないといけないという部分もございまして、そこら辺、議長のほうには何もその後なかったですか。

○議長（瀬尾和敬）そういう市民の方から議長あてに直接というのはございません。

○事務局長（田上正洋）協議会にお願いします。

○委員長（新原春二）ここで協議会に切り替え

ます。

~~~~~  
午前10時45分休憩  
~~~~~  
午前10時46分開議
~~~~~

○委員長（新原春二）本会議に返します。

○委員（永山伸一）意見として、先ほど言いましたように、今、全国的に川内原子力発電所の事業者が申請している再稼働の申請については、全国で一番最初になるんじゃないかというようなことで注目されているのは事実なわけですね。ですから、市民の方々の関心というのも非常に高いところから、事務局の問題というよりも、これは我々市議会の問題として、やはりしっかりとそこら辺は見きわめていかないといけないし、当然、そこにはまた委員の皆さん方、いろいろ御意見等もあるでしょうから。そこはやはり委員長、副委員長の方々もしっかりと受けとめて、スムーズな委員会進行ができるように、これも意見として、希望ですけれども、申し上げておきたいなというふうに思います。

皆さん方の御意見も、ぜひこの議会運営委員会の場ですので、あればお聞きしておきたいというふうに思います。

私からは以上です。

○委員長（新原春二）ほかにございませんか。

○委員（福田俊一郎）前回の議運の中で、井上森雄さんのほうから、原発の陳情について、1回、特別委員会で審査されたものを引っ込めて、また新たに出してこられたということで、きょうの議運の中で、その意図については特別委員会の中でちゃんと陳情者からのそういう意見も聞くべきだということで、申し送りをさせてもらったところでした。

原特のほうで委員長のほうに、その辺の確認を申し送りをしていただいたかどうかだけ、確認をお願いします。

○委員長（新原春二）私のほうから委員長のほうに、取り扱いについてお問い合わせをしました。委員長としましては、陳情が出ているので、参考人として招致をしたいというところで、冒頭にその経緯についても意見を述べていただくということにしたいということでしたので、その旨は了解をいたしました。

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

△閉 会

○委員長（新原春二）以上で、議会運営委員会を閉会をしたいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（新原春二）御異議がございませんので、以上で、議会運営委員会を閉会いたします。御苦労さまでした。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会運営委員会  
委員長 新原 春 二